令和８年（フ）第１１２号
富山県南砺市梅野2007番地５　公立南砺中央病院、住民票上の住所富山県南砺市信末65番地
債務者　池田　由香里
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２０９号
山梨県甲府市東光寺町1375番地１
債務者　小池省二郎
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２０号
山梨県甲府市湯村３丁目23番２－106号
債務者　野村　清子
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
岐阜県揖斐郡池田町本郷1370番地の３、前住所岐阜県揖斐郡池田町池野64番地の１
債務者　大泉コーポレーションこと　大泉　安雄こと　ＤＥ　ＡＬＭＥＩＤＡ　ＯＩＺＵＭＩ　ＬＡＵＤＩＳＯＮ　ＹＡＳＳＵＯ
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第９２号
岐阜県揖斐郡池田町本郷1370番地の３、前住所岐阜県揖斐郡池田町池野64番地の１
債務者　大泉コーポレーションこと　大泉エライネこと　ＬＥＭＥＳ　ＤＥ　ＯＬＩＶＥＩＲＡ　ＯＩＺＵＭＩ　ＥＬＡＩＮＥ
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
岐阜県養老郡養老町鷲巣1670番地301
債務者　上野英一こと　陳　　英一
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市島里２丁目106番地１　サニーファイブＣ棟　101号、前住所岐阜県大垣市島里２丁目106番地１　サニーファイブＣ棟　201号
債務者　廣瀬　　晋
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３９号
岐阜県高山市荘川町惣則244番地５
債務者　山前　天人
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
静岡市駿河区八幡２丁目15番５号　スクウェアーガーデン八幡105号
債務者　藤浪　隆博
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１５号
静岡市葵区五番町７番地の１
債務者　戸塚　美保
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８号
静岡県富士市蓼原1101番地の１　ハイツ蓼原Ｃ－202号、前住所静岡県富士市横割２丁目４番１号
債務者　星野　浩二
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２５号
三重県桑名市東正和台五丁目10番地１　シングルハイツＫ１Ｇ号
債務者　磯部　克彦
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
兵庫県姫路市広畑区小松町３丁目77番地　ディアスＴＮ　Ａ201
債務者　ユウ　ユジャこと　ＹＵ　ＹＵＣＨＡ　柳裕子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６８号
兵庫県加古川市平岡町新在家137番地の１　ジュネス新在家305号
債務者　谷口　美鈴
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７６号
兵庫県姫路市書写1019番地700
債務者　谷本由紀子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９３号
兵庫県姫路市保城620－１　市営保城２棟203号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾東町豊国433番地２
債務者　岸本由美子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９８号
兵庫県姫路市香寺町中仁野663番地１
債務者　深谷　光徳
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部